

平成30年度履行状況調査（グループB）の調査結果

平成31年3月26日

公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施。調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象 **36機関**(**a-b+c**)] (別紙)

○体制整備等自己評価チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）において、「全ての機関が実施する必要がある事項に係るチェック項目」に未実施項目がある機関。

(23機関)(a) ※チェックリストの提出時点において競争的資金等の受給実績が無い機関は除く

○上記のうち、競争的資金等を現在受給しておらず、今後も受給予定がない機関を除く。

(5機関)(b)

○チェックリストの提出時点において競争的資金等の受給実績がない機関で、新たに受給実績が確認された機関 (18機関)(c) を加える。

[調査内容]

○ガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、チェックリストのチェック項目毎に、機関の自己評価を確認した。

[調査体制・方法]

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関に対し、必要に応じ助言を行うとともに、所定の時期にチェックリストの提出を求め、当該チェックリストに基づき、書面調査を実施した。

3. 調査経過

平成30年 3月13日 有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定

3月28日 調査対象機関に対して通知文書を発出

6月15日 調査対象機関がチェックリストを提出 書面調査開始

10月15日 有識者会議にて調査経過を報告、引き続き書面調査

平成31年 3月26日 有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果

- 全ての機関（36機関）から、ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制を整備したとの報告があった。
- 調査の過程では、ガイドラインの要請事項である①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③特殊な役務に関する検収の実施、④換金性の高い物品の管理体制の整備などについて、必要に応じ機関に助言を行いつつ、体制整備を促した。
- 本調査結果において、全ての機関が管理・監査体制を整備し、体制整備・運用に係る改善事項がないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。